

高齢障害者の介護保険サービスの 利用者負担を軽減します！

65歳以上の障害者の方が、介護保険サービスを利用するようになったときの利用者負担額について、一定の条件により、障害福祉制度から償還する仕組みが平成30年4月より設けられました。

申請の受付先は、各区保健福祉センターとなります。

- 各区保健福祉センター 高齢障害支援課 障害支援班
中央区：043-221-2152／花見川区：043-275-6462／稲毛区：043-284-6140
若葉区：043-233-8154／緑区：043-292-8150／美浜区：043-270-3154

1 対象者

以下の全ての要件を満たす方

- (1) 65歳に達する日前5年間にわたり介護保険相当障害福祉サービス(注)の支給決定を受けていたこと
- (2) 65歳に達する日の前日において、所得区分が市町村民税非課税者又は「生活保護」に該当し、かつ、本制度申請時に、市町村民税非課税者又は「生活保護」に該当すること
- (3) 65歳に達する日の前日において障害支援(程度)区分が2以上であること
- (4) 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと

※ 平成30年4月1日以前に既に65歳に到達していた方であっても、上記要件を満たしていれば対象となります。

2 償還の対象

平成30年4月以降に提供された障害福祉相当介護保険サービス(注)に係る利用者負担分

(注)

介護保険相当 障害福祉サービス	障害福祉相当 介護保険サービス
居宅介護	訪問介護
重度訪問介護	通所介護
生活介護	短期入所生活介護
短期入所	地域密着型通所介護
	小規模多機能型居宅介護 (介護予防は含まれません)